

平成31年度採用

待矢場両堰土地改良区職員募集要項



1. 受付期間

平成30年6月1日（金）から9月12日（水）（締切日必着）

2. 採用予定数

1名

3. 応募資格

- (1) 高等学校卒業（卒業見込み含む）以上で、平成31年4月1日現在、35歳未満の者
- (2) この試験を受けられない者
 - ア 日本国籍を有しない者
 - イ 地方公務員法第16条に準ずる事項に該当する者
 - ・成年被後見人又は被保佐人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 試験

- (1) 試験期日
平成30年10月1日（月）から10月5日（金）までの間の指定する日
※応募者多数の場合は、2日間に分けて実施する
- (2) 試験場
待矢場両堰土地改良区中央管理事務所
- (3) 試験種目

科目	形式	程度
国語	択一式又は記述式	高等学校修了程度
数学		
英語		
一般常識		
作文		
面接		

5. 応募手続

- (1) 応募書類
応募用紙（履歴書）
 - ・高校新卒者：「全国高等学校統一応募書類」
 - ・高校新卒者以外：「JIS規格形式履歴書」最終学歴の卒業証明書（新卒者は卒業見込証明書）
最終学歴の成績証明書
- (2) 上記書類を受付期間内に、当改良区へ持参または郵送により提出してください。

6. 試験結果の発表

(1) 発表の時期

平成30年10月下旬

- (2) 合否の通知については、本人あてに通知いたします。また合格発表までは、合否に関する照会には応じられません。

7. 採用

- (1) 合格者には、意向確認を実施し、採用に応諾した者は、平成31年4月1日に入職となります。

- (2) 入職までの間に職員となるにふさわしくない行為があった場合は、採用を取り消されることがあります。

8. その他

(1) 給与等

待矢場両堰土地改良区職員給与支給規程（概ね太田市職員給与の規定に準ずる）によることとし、採用者の年齢、学歴、職歴等により異なります。※試用期間6か月あり

健康、厚生年金、雇用、労災各種社会保険等完備。

(2) 業務

入職後は、主に農業用水及び農業水利施設の維持管理等を担当していただくことから、緊急時の速やかな対応のため待矢場管内居住（入職後居住予定含む）の方が望ましい。更に職務性質上、農業・工業系の修学者や土木・電気等の知識があれば尚可。

また時季により、宿直勤務があり、天候等の状況により夜間休日等の時間外勤務の場合もあります。

9. 問い合わせ

待矢場両堰土地改良区総務課

太田市烏山下町402-1

電話 0276-33-7181 FAX 0276-31-3291

待矢場両堰土地改良区ホームページ

まちやば

検索 

<http://www.machiyaba.jp/>